

はじめに

最近、権利濫用的な情報の公開請求に対応するため、情報公開条例を改正し、実施機関が一方的に「情報公開請求を拒否できる」という定めを置く地方公共団体が登場しています。特にこのことがクローズアップされたのは2010年富山大会で、開催地の富山市は情報公開条例を改正し「実施機関は請求権の濫用と認めると請求を拒否できる」という条項を設けたことが、権利濫用規定の「濫用」をもたらすとして問題となったのです。そこで、このような権利濫用規定を創設する動きが全国的にどの程度まで拡大し、権利濫用規定の濫用のおそれはどこまで拡大しているかを検討するための資料とするために、2010年、2012年の調査に続けて3度目の調査をしました。

対象

対象とした地方公共団体：47都道府県・全783市・23区

方法：情報公開条例を例規集で調査。一部の地方公共団体は条例施行規則も調査。

条例の調査基準日：2013年4月1日

適用事例調査は2013年7月31日まで。

何らかの権利濫用規定を有している地方公共団体の数

- | | |
|--|-------------|
| 1) 一般的な「濫用してはならない」 | 54 (宇和島市含む) |
| 2) 濫用と認められる場合「拒否」「却下」できる | 16 |
| 3) 権利濫用の一般法理により、請求を拒否できる | 1 |
| 4) 違法若しくは不当な意図又は明白な害意をもって公文書の公開を請求する等公開請求権を濫用してはならない。 | 1 |
| 5) 行政の事務執行を不当に阻害したり、営利目的で多量に行政情報の公開を請求する行為等、請求権の濫用は厳に慎まなければならない。 | 1 |

調査結果

調査対象の853自治体のうち、「請求権の濫用禁止」を規定していると記載があったのは、72自治体(全体の8.3%)でした(1-4)。そのほとんどが、千葉県の場合のように1)一般的に「濫用してはならない」というものでした。

(例) (千葉県情報公開条例 (開示請求権の濫用禁止) 第六条 この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならない。)

千葉県情報公開条例のような規定(類型1)は権利濫用の一般論を定めているもの

ですし、類型3、類型4、類型5などのパターンもこれに類似するものと言えます。

問題は類型2に属するパターンで、「実施機関が拒否・却下できる」と、情報公開条例上で明記している場合です。これは実施機関が「濫用」と判断すれば、情報公開を拒否できるという規定であり、濫用になる基準を条例上で定めていない場合には、濫用かどうかはもっぱら長の判断によっている、ということになりかねず、「濫用」の判断が恣意的になされることで、情報公開を求める権利を否定するおそれがあるからです。

そもそも、権利は濫用してはならない、というルールは権利行使と裏腹の関係にたつもので、条文で定めてなくても、実際に権利行使が濫用にあたる場合には、義務者側は権利濫用の主張をして、相手方の権利行使を認めないことが許される、というものです。その分、権利濫用に当たる場合とは、誰がみても当人の権利の行使を保護する必要はない、と見える場合でなければならぬわけですから、条文でわざわざ定めなくても良いということになるのです。ところが、権利濫用の規定をわざわざ条文で定めるということは、本来の権利濫用にあたらぬ場合までも、「権利濫用」という新しい理由で請求を却下する可能性を残すといえるのではないのでしょうか。市民オンブズマンでも様々な官官接待や裏金問題を取り組むなかで、情報公開請求を繰り返して調査してきました。住民の取り組みで公開請求を繰り返してきたことはいくらかでも例を挙げることができます。大量の請求が濫用だ、というのであれば、私たちがこれまでやってきた情報公開請求の多くが濫用と判断される危険があります。違法支出や税金の無駄使いは大量請求しなければ分からないことがほとんどなのです。これらの濫用防止規定は自治体側の都合で「濫用」と判断できる、すなわち、住民側を規制できる条例になってしまうおそれがあります

このような規定は、情報公開を求める権利がもともとは憲法上の権利であるとする立場からは、憲法上の権利の制約立法として、憲法21条に違反する可能性もあるはずです。

類型2に属するものとして、横浜市の「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」を挙げます。

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

2 何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。

3 実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる

次に、今回、類型2に属する条例を有する地方公共団体に対し、この条項を適用した事例を電話で問い合わせました。

北海道岩見沢市	平成14年12月～25年7月	0件
北海道富良野市	平成23年4月～25年7月	0件（施行規則で明記）
東京都中野区	平成20年4月～平成25年3月	0件（施行規則で明記）
	平成25年4月～7月	0件
東京都荒川区	平成16年4月～25年7月	0件
東京都西東京市	平成24年1月～25年7月	0件（施行規則で明記）
神奈川県横浜市	平成22年8月～25年7月	1件

開示の場に来なかった事例があり、「開示を受ける意志がないと認めた」

富山県	平成21年11月～25年7月	0件
-----	----------------	----

[富山県情報公開条例の解釈及び運用の基準・「解釈及び運用の基準」の改正に伴う具体的な取扱い](#)に明記

富山県富山市	平成22年1月～25年7月	0件
愛知県一宮市	平成12年8月～25年7月	0件
愛知県豊田市	平成10年12月～25年7月	0件
大阪府箕面市	平成17年10月～25年7月	0件
奈良県奈良市	平成24年4月～25年7月	0件
徳島県阿南市	平成23年4月～25年7月	0件
福岡県春日市	平成12年6月～25年7月	0件
佐賀県唐津市	平成17年1月～25年7月	0件
鹿児島県薩摩川内市	平成24年4月～25年7月	0件

また、この類型2に属する条例を有する地方公共団体の数の変動は以下のとおりです（その後の調査結果補正を含む）。

2010年4月 11自治体

2012年4月 16自治体

2013年4月 16自治体

調査結果では、「請求権の濫用は請求を却下できる」という条例改正とその適用が、急速に増えているような結果ではありませんでしたが、市民の知る権利を保障するための条例が、自治体側が市民を規制するために改悪されないよう自治体の動きを監視していく必要があります。

（了）

自治体名	濫用禁止規定
1 黒石市	第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用するとともに、その情報を濫用し、第三者の権利を侵害することのないよう努めなければならない。
2 千葉県	(開示請求権の濫用禁止)第6条 この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならない。
3 富里市	(濫用の禁止)第6条 この条例に基づく公文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならない。
4 南房総市	(開示請求権の濫用禁止)第4条の2 この条例に基づく公文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならない。
5 匝瑳市	(開示請求権の濫用禁止)第6条 この条例に基づく公文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならない。
6 香取市	(開示請求権の濫用禁止)第6条 この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならない。
7 大網白里市	(公開請求権の濫用禁止)第4条の2 この条例に基づく公文書の公開を請求する権利は、これを濫用してはならない。
8 伊勢原市	第4条 この条例の規定により行政文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、権利の濫用にわたらぬよう、信義に従い、誠実かつ適正な公開の請求をしなければならない。
9 山梨県	第6条 何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。
10 韮崎市	(公開請求権の濫用禁止)第5条 何人も、この条例に基づく公文書の公開を請求する権利を濫用してはならない。
11 静岡県	第4条 この条例に基づく公文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならない。
12 島田市	第4条 この条例に基づく公文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならない。
13 藤枝市	第4条 この条例に基づく公文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならない。
14 伊豆市	第4条 この条例に基づく公文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならない。
15 御前崎市	第4条 この条例に基づく公文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならない。
16 伊豆の国市	第4条 この条例に基づく公文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならない。
17 牧之原市	第4条 この条例に基づく公文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならない。
18 田原市	第4条 公文書の開示を請求するものは、この条例により保障された権利を濫用してはならず、公文書の開示により得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。
19 三重県	第五条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。2 何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。
20 亀山市	第4条 公文書の公開を請求しようとするものは、この条例に基づく公文書の公開を求める権利を濫用してはならない。2 公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用するとともに、第三者の権利を侵害することのないよう努めなければならない。
21 高槻市	(利用者の責務) 第4条 この条例により保障された権利は、これを濫用してはならない。 2 公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)をしようとするものは、前項の権利を正当に行使するとともに、それによって得た情報を適正に用いなければならない。
22 交野市	(利用者の責務)第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けたものは、それによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。これを濫用し、公共の利益及び他人の正当な利益を侵害してはならない。
23 三木市	第4条 公文書の公開により情報を得たものは、これによって得た情報を濫用し、第三者の利益を不当に侵害することのないよう、この条例の目的に即して適正に用いなければならない。
24 小野市	第4条 公文書の公開により情報を得たものは、これによって得た情報を濫用し、第三者の利益を不当に侵害することのないよう、この条例の目的に即して適正に用いなければならない。

自治体名	濫用禁止規定
25 加西市	第4条 公開により情報を得たものは、これによって得た情報を濫用し、第三者の利益を不当に侵害することのないよう、この条例の目的に即して適正に用いなければならない。
26 宇部市	第四条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に従い、その権利を濫用することなく、適正な請求に努めるとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。
27 萩市	第4条 この条例の規定により情報の開示を請求するものは、その権利を濫用することなく、この条例の目的に従い正当に行使しなければならない。
28 防府市	第四条 公文書の公開を請求するものは、その権利を濫用することなく、この条例の目的に従い正当に行使しなければならない。
29 観音寺市	第4条 この条例に基づく行政文書の開示を求める権利は、これを濫用してはならない。 2 この条例の定めるところにより行政文書の開示を受けたものは、それによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。
30 八幡浜市	第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。 2 何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。
31 福岡市	第4条 この条例の定めるところにより、公文書の公開を請求する権利を行使しようとする者は、当該権利の行使が濫用とならないよう努めなければならない。
32 大牟田市	第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求する権利を行使しようとするものは、これを濫用してはならない。 2 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を適正に用いなければならない。
33 久留米市	第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に用いなければならない。 2 何人も、この条例の定めるところにより開示された情報を濫用し、他者の権利利益を侵害してはならない。
34 直方市	第4条 この条例の定めるところにより情報の開示を請求しようとする者は、開示請求権の行使が権利の濫用とならないよう努めなければならない。
35 田川市	第4条 この条例の定めるところにより情報の開示を請求しようとするもの(以下「請求者」という。)は、この条例によって保障された権利を濫用してはならない。 2 この条例の定めるところにより情報の開示を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用するとともに、第三者の権利を侵害することのないように努めなければならない。
36 大川市	第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、その情報を適正に用いるとともに、その情報を濫用し、第三者の権利を侵害してはならない。
37 行橋市	第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用するとともに、その情報を濫用し、第三者の権利を侵害することのないよう努めなければならない。
38 豊前市	第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用するとともに、その情報を濫用し、第三者の権利を侵害することのないよう努めなければならない。
39 小郡市	第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用するとともに、その情報を濫用し、第三者の権利を侵害してはならない。
40 筑紫野市	第4条 この条例の定めるところにより、公文書の開示を請求する権利を行使しようとするものは、当該権利の行使が濫用とならないよう努めなければならない。 2 この条例の定めるところにより、公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用するとともに、その情報を濫用し、第三者の権利を侵害してはならない。
41 太宰府市	第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用するとともに、その情報を濫用し、第三者の権利を侵害することのないよう努めなければならない。
42 福津市	第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用するとともに、その情報を濫用し、第三者の権利を侵害してはならない。
43 うきは市	第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用するとともに、その情報を濫用し、第三者の権利を侵害してはならない。
44 朝倉市	第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に利用するとともに、その情報を濫用し、第三者の権利を侵害してはならない。

自治体名	濫用禁止規定
45 みやま市	第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即した適正な請求に努め、当該請求する権利を濫用してはならない。 2 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を適正に利用するとともに、当該情報を濫用し、他者の権利利益を侵害してはならない。
46 糸島市	第4条 この条例の定めるところにより情報の公開を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用するとともに、その情報を濫用し、第三者の権利を侵害してはならない。
47 伊万里市	第4条 この条例の規定により情報の公開を受けたものは、それによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用するとともに、その情報を濫用し、又は第三者の権利を侵害してはならない。
48 熊本市	第4条 文書等の開示を請求するものは、この条例の趣旨及び目的に従いその権利を正当に行使、これを濫用して第三者の権利等を害することのないよう、適正に使用しなければならない。
49 水俣市	第4条 この条例の規定により公文書の開示を受けた者は、これによって得た情報を、この条例の目的ののっとり適正に使用するとともに、その情報を濫用し、第三者の権利を侵害してはならない。
50 阿蘇市	第4条 この条例の規定により行政文書の開示を請求しようとする者は、この条例の目的に即して適正に請求するとともに、行政文書の開示によって得た情報は、これを濫用して第三者の権利等を害することのないよう、適正に使用しなければならない。
51 西都市	第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用するとともに、その情報を濫用し、第三者の権利を侵害することのないよう努めなければならない。
52 鹿屋市	第4条 公文書の開示を請求するものは、この条例の目的に従いその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報は、これを濫用して第三者の権利等を害することのないよう、適正に使用しなければならない。
53 うるま市	第4条 公文書の公開を請求する者は、この条例の目的に従い、その権利を正当に行使するとともに、その権利の行使によって得た公文書を濫用することなく適正に使用しなければならない。
1 岩見沢市	(大量公開請求に関する情報) 第9条 情報の公開請求に係る情報が著しく大量であるため、公開の決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関は、当該公開請求を拒否することができる。
2 富良野市	富良野市情報公開条例施行規則第6条 公文書を閲覧するものは、当該公文書を丁寧に扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。 2 前項の規定に違反するおそれがあるものに対しては、閲覧を中止させ、又は禁止することができる。 3 条例第4条の規定に反し、明らかに濫用的な公文書の公開請求であると認められる場合においては、当該請求者に対し、その是正を申し入れ、又は拒むことができる。
3 中野区	(公開請求の却下) 第9条 実施機関は、公開請求がこの条例の本来の目的を逸脱するものであり、権利の濫用と認められるときは、当該公開請求を却下することができる。 2 前項の場合のほか、実施機関は、公開請求がこの条例及び規則で定める公開請求として形式上の要件に適合しないと認めるときは、当該公開請求を却下することができる。
4 荒川区	(利用者の責務) 第5条 この条例の定めるところにより情報の公開又は提供(以下「情報の公開等」という。)を受けようとするもの(以下「利用者」という。)は、情報の公開等を請求する権利を濫用することなく、第1条に規定する目的に即した適正な請求に努め、情報の公開等を受けたものは、これによって得た情報を、同条に規定する目的に即して適正に使用しなければならない。 2 実施機関は、利用者が前項の請求をする権利を濫用していると認める合理的な理由があるときは、当該請求を拒否することができる。
5 西東京市	西東京市情報公開条例施行規則 (開示の方法等) 第5条4 市長は、条例第6条第1項の規定による公文書の開示の請求が条例の本来の目的を逸脱するものであり、当該請求が権利の濫用に当たると認めるときは、当該請求を却下することができる。
6 横浜市	第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。2 何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。3 実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。

自治体名	濫用禁止規定
7 富山県	<p>第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。</p> <p>2 何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。</p> <p>(平21条例49・一部改正)</p> <p>富山県情報公開条例の解釈及び運用の基準 第2 解釈及び運用</p> <p>2 「適正な請求に努める」とは、開示請求をしようとする者は、条例の目的に沿って請求するよう努めなければならないことをいい、行政の事務執行を停滞させることを目的とした開示請求、開示決定を受けたとしても閲覧するつもりがないような開示請求等を行うべきではないという趣旨で規定したものである。なお、開示請求が権利の濫用に当たると判断される場合には、その理由を明確に示し、非開示決定を行うものとする(第5条関係第2の5及び第11条関係第2の2の(7)を参照)</p> <p>「解釈及び運用の基準」の改正に伴う具体的な取扱い http://www.pref.toyama.jp/cms_pfile/00000058/00338418.pdf</p>
8 富山市	<p>第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、公文書の公開を請求する権利を濫用することなく、適正に請求するとともに、公文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、公文書の公開を請求する権利を濫用していると認めるときは、当該請求を拒否することができる。</p>
9 一宮市	<p>第4条 行政文書の公開を請求するものは、この条例の規定により保障された権利を濫用してはならず、行政文書の公開により得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。</p> <p>2 行政文書の公開を請求するものは、請求に係る行政文書を特定するよう努めるとともに、実施機関が行う行政文書の特定に協力しなければならない。</p> <p>(不当な目的等による公開請求の拒否)</p> <p>第9条の2 実施機関は、公開請求が不当な目的によることが明らかであるとき、又は第4条の規定に違反すると認められる公開請求であること、その他当該公開請求を拒否するに足りる相当な理由があると認めるときは、当該公開請求を拒否することができる。</p>
10 豊田市	<p>(利用者の責務)</p> <p>第4条 公文書の開示を請求するものは、この条例により保障された権利を濫用してはならず、公文書の開示により得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。(開示請求の拒否)</p> <p>第11条 実施機関は、開示請求が不当な目的によることが明らかであるとき又は行政文書の開示により知り得た情報を不当な目的に使用されるおそれがあることその他の当該開示請求を拒否するに足りる相当な理由があると認めるときは、当該開示請求を拒否することができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否するときは、あらかじめ豊田市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴かななければならない。</p>
11 箕面市	<p>(権利濫用に当たる開示請求)</p> <p>第十一条 開示請求が権利濫用に当たる場合は、実施機関は、当該開示請求を拒否することができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、実施機関が定めるところにより、その旨を情報開示審査会に報告しなければならない。</p>
12 奈良市	<p>第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。</p> <p>2 何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。</p> <p>3 実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。</p> <p>4 実施機関は、第1項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)が権利の濫用に当たるかどうかを判断するために必要とされる基準を別に定めるものとする。</p>
13 阿南市	<p>(適正な請求及び使用)</p> <p>第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。</p> <p>2 この条例に基づく公文書の開示を請求する権利は、これを濫用してはならない。</p> <p>3 実施機関は、前項に規定する公文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。</p>
14 春日市	<p>第3条の2 実施機関は、次に掲げる場合は、開示請求を却下することができる。</p> <p>(1) 前条第5項の規定により定めた期間を経過してもなお開示請求者が正当な理由なく適切な補正を行わないことにより開示可否決定ができない場合</p> <p>(2) 開示可否決定を受けたにもかかわらず正当な理由なく同一の内容の開示請求を何度も繰り返し行うこと等により当該開示請求が権利の濫用に当たると認められる場合</p>

自治体名		濫用禁止規定
15	唐津市	<p>第3条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該機関の保有する公文書の開示を請求することができる。</p> <p>2 何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。</p> <p>3 実施機関は、前項に規定する公文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。</p>
16	薩摩川内市	<p>第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。</p> <p>2 何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。</p> <p>3 実施機関は、前項に規定する公文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。</p> <p>4 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、規則で定めるところにより、その旨を薩摩川内市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に報告しなければならない。</p>
1	熊本県	<p>熊本県条例解説編 p.15 2 著しく不適正な請求及び使用に対する措置(1) 著しく不適正な請求については、権利濫用の一般法理により、請求を拒否できる</p>
1	府中市	<p>第4条 公文書の公開を請求するもの(以下「公開請求者」という。)は、この条例の目的に則し、公文書の公開を請求する権利(以下「公開請求権」という。)を適正に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。公開請求者は、この条例の目的に反し、違法若しくは不当な意図又は明白な害意をもって公文書の公開を請求する等公開請求権を濫用してはならない。</p>
2	四万十市	<p>第5条 この条例に定める権利を行使しようとするものは、行政の事務執行を不当に阻害したり、営利目的で多量に行政情報の公開を請求する行為等、請求権の濫用は厳に慎まなければならない。</p>
1	宇和島市	<p>(利用者の責務)</p> <p>2 公文書の写しを取得した者は、これによって得た情報を第1条の目的に従い適正に使用しなければならない。また、公文書の写しを公衆(特定かつ多数の者を含む。)に対し、対価を得て提供してはならない。</p> <p>第6条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。</p> <p>2 何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。</p>